

季節労働者の方は

無 料
です!

技 能 講 習

申込受付中!

・開催日程(令和5年)

種 目	実施日	1月	2月	3月
小型移動式クレーン運転技能講習		16日(月)~18日(水)	4日(土)・6日(月)・7日(火)	
玉 掛 技 能 講 習		10日(火)~12日(木)	1日(水)~3日(金) 27日(月)~3月1日(水)	
車輦系建設機械(整地等)運転技能講習		13日(金)~14日(土)14Hコース 27日(金)~28日(土)14Hコース	10日(金)~11日(土)14Hコース 13日(月)~17日(金)38Hコース 24日(金)~25日(土)14Hコース	
フォークリフト運転技能講習		6日(金)~7日(土)11Hコース 23日(月)~26日(木)31Hコース	8日(水)~9日(木)11Hコース 20日(月)~23日(木)31Hコース	6日(月)~7日(火)11Hコース
高所作業車運転技能講習		19日(木)~20日(金)		2日(木)~3日(金)
車輦系建設機械(解体用)運転技能講習		21日(土)5Hコース	18日(土)5Hコース	
不整地運搬車運転技能講習				8日(水)~9日(木)
はい作業主任者技能講習		受講受付中	受講受付中	受講受付中
小型車両系建設機械(整地等)の運転業務に係る特別教育(機体重量3ト未満)		30日(月)~31日(火)		
刈払い機取扱作業安全衛生教育				4日(土)
2級土木施工管理技士試験準備講習 (全7日間)		15日(日)・22日(日)・29日(日) 10:00~17:00	12日(日)・19日(日)・26日(日) 10:00~17:00	5日(日) 10:00~17:00

会 場:(株)技術能力開発センター北見教習所 (北見市小泉416番地18)

受講の流れ ① 協議会に申込書を取りに来て、説明を受ける。

② 必要書類を協議会に提出する。

※必要書類 ~ 申込書2種類、雇用保険被保険者証か離職票の写し、顔写真(縦3.5cm×横2.5cm)、
必要に応じて免許証・修了証の写し

③ 協議会から送付される「技能講習受講承認通知書」を受け取る。

④ 受講日に会場に行き、講習を受ける。

★受講料(テキスト代含む)は協議会が全額助成します。助成対象は**季節労働者の方のみ**です。

★定員がありますので、お早めに申込下さい。

★講習を受けた方は1月に開催予定の通年雇用促進支援セミナーに参加頂きます。

申込方法等、詳しくは下記に問合せ下さい。

美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会

Tel:0152-77-6188

Fax:0152-72-4869

Mail:bitu-tunenkyo@polka.ocn.ne.jp

〒092-8650

美幌町字東2条北2丁目25番地

美幌町役場経済部商工観光課内



※受講資格別の時間割・受講料は裏面を参照して下さい。

技能講習受講資格別時間割及び受講料

科 目	受講時間	講習期間	受 講 資 格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
玉 掛 け	A 15H	3日間	①クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了者。 ③床上操作式クレーン運転技能講習修了者。	26,070	1,650	27,720
	B 15H	3日間	①つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。	26,070	1,650	27,720
	16H	3日間	①つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ③制限荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛作業の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。	28,160	1,650	29,810
	19H	3日間	①未経験者。	34,320	1,650	35,970
小型移動式クレーン	16H	3日間	①クレーン運転士免許を有する者。 ②デリック運転士免許を有する者。 ③揚貨装置運転士免許を有する者。 ④床上操作式クレーン運転技能講習の修了者。 ⑤玉掛技能講習の修了者。	42,350	1,705	44,055
	17H	3日間	①建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種若しくは第6種に合格した者。 ②車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習の修了者。	43,780	1,705	45,485
	20H	3日間	未経験者。	48,180	1,705	49,885
車両系建設機械(整地等)	14H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者。 ③不整地運搬車運転技能講習の修了者。	40,260	1,080	41,340
	38H	5日間	運転免許がなく、小型車両系(整地等)の経験が全くない者。	93,940	1,080	95,020
車輛系建設機械(解体用)	5H	1日間	①車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者。	19,360	1,080	20,440
高所作業車	12H	2日間	①移動式クレーン運転士免許を有する者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習の修了者。	40,920	1,130	42,050
	14H	2日間	①建設機械施工技術検定に合格した者。 ②大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者。 ③フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者。	41,910	1,130	43,040
フォークリフト	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある者。	19,910	1,030	20,940
	31H	4日間	①大型自動車・中型自動車・普通自動車運転免許のどれかを有する者。 ②大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者。	49,060	1,030	50,090
不整地運搬車	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許のいずれかを持ち、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)もしくは不整地運搬車の運転の特別教育を修了後、3ヶ月以上経験のある者。(免許証及び事業主の証明が必要) ③車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)運転技能講習を修了した者。	34,320	1,570	35,890
はい作業主任者	12H	2日間	①はい付け又は、はい崩しの作業に3年以上従事した経験を有する者。	14,520	1,595	16,115

特別教育及び安全衛生教育受講資格別時間割及び受講料

科 目	受講時間	講習期間	受 講 資 格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
小型車両系建設機械(整地等)	13H	2日間	未経験者	21,560	受講料に含む	21,560
刈払機取扱者安全衛生教育	6H	1日間	未経験者	10,560	受講料に含む	10,560